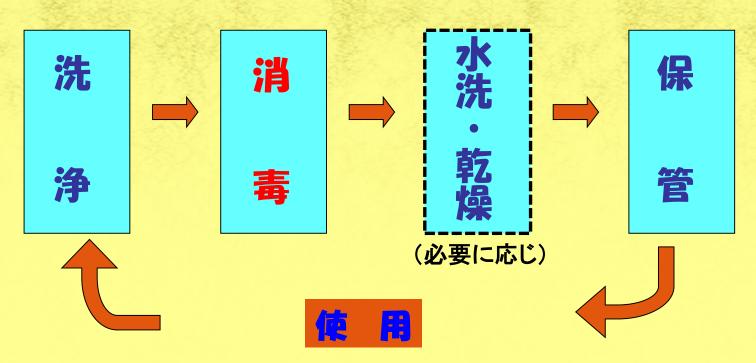
~理容所における衛生管理~



器具等の消毒について

器具の洗浄・消毒・保管の手順



- ☆ 皮膚に接する器具はお客さん1人ごとに消毒した清潔なもの を使用
- ☆洗浄と消毒はセットです

洗浄のみ→髪の毛や脂の汚れを落とすことはできても、殺菌はできません。 消毒のみ→汚れが残ったまま消毒しても、殺菌効果は得られません。

かみそり等の消毒方法

かみそり及びその他の器具で血液が付着しているもの(その疑いのあるもの含む)は十分に洗浄した後、次のいずれかの方法により消毒を実施すること。

- ・沸騰後2分間以上煮沸する
- ・消毒用エタノール中に10分間以上浸す
- ・次亜塩素酸ナトリウムに10分間以上浸す

(理容師法施行規則第25条)

消毒薬は保管方法及び使用期限に注意して管理して下さい。

替刃だからといって、消毒が必要ないわけではありません。

血液が付着した場合の危険性

血液を介して感染するウイルス

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)、B型肝炎 ウイルス、C型肝炎ウイルス など



これらのウイルスは、感染後すぐに症状が出ないため、感染者自身も周囲の人も気付けない

理容所での感染の可能性

器具についた感染者の血液が、傷口を介して、理容師や他のお客さんの体内に入り、2次感染する可能性がある。

適切に消毒しないと、知らないうちに感染が広がる恐れが あります。

紫外線消毒の留意事項

○ 紫外線は適切に器具に照射されていますか?

陰になって紫外線の届かない部分は消毒されません。

器具を重ならないように並べるとともに、はさ みやかみそりは開く等して消毒してください。

○ 紫外線灯は切れていませんか?

紫外線灯は2000~3000時間の照射で出力が低下し、寿命を迎えますので、適時交換して下さい。



適切な消毒方法の選択

煮沸

沸騰してから2分以上

紫外線照射

85 μ W/c ㎡以上で<u>20分</u>以上

蒸気消毒

80℃超の蒸気で10分以上

1週間以内に薬液取替え

消毒用エタノール

表面を拭く

※血液の付着疑いがある場合は、10分以上浸す

毎日薬液取り替え

次亜塩素酸ナトリウム 0.01~0.1%に<u>10分</u>以上浸す

※血液の付着疑いがある場合は、0.1%で使用

逆性石けん液

0. 1~0. 2%に<u>10分</u>以上浸す

グルコン酸クロルヘキシジン

0.05%に10分以上浸す

両性界面活性剤

0.1~0.2%に10分以上浸す

室内換気について

換気状態

換気を充分に実施し、室内の二酸化炭素濃度は以下の基準に合致すること。

· 5000ppm以下に保つこと

(理容師法施行規則第27条)

1000ppm以下が望ましい

(理容所及び美容所における衛生管理要領)

(参考)大気中の二酸化炭素濃度:約400ppm

換気扇を常時回す等、外気を取り入れて下さい。

施術にあたっての留意事項について

衛生上必要な措置

施術に際しては、以下の事項に留意ください。

- ・身体を常に清潔に保ち、清潔な被服を着用すること。
- ・顔そり等の顔面に接する作業を行う場合には、清潔なマスクを使用すること。
- ・客に接するときは、手指を石けんで洗い、 必要に応じて消毒すること。

(高槻市理容師法施行条例第3条)

新型コロナウイルス感染症流行に伴い、感染防 止の観点からも徹底をお願いします。

手指の洗浄・消毒について

1<u>血液等に触れた場合</u>、あるいは、そのおそれがある場合

流水と石けんを用いて少なくとも手指を

<u>15秒間洗浄すること。</u>

2 それ以外の場合

上記方法又は<u>速乾性擦式消毒薬</u>を乾燥するまで擦り込んで消毒すること。



手指の洗浄・消毒方法



①水で手をぬらし、石 けんをつけ、手の平を こすり合わせる



②両手の指の間もこす り合わせる



③手の甲も、もう一方 の手の平でこすり合わ せる



④指先も、こすって洗う



⑤親指をもう一方の手 の平で、こすって洗う



⑥最後は手首を洗う

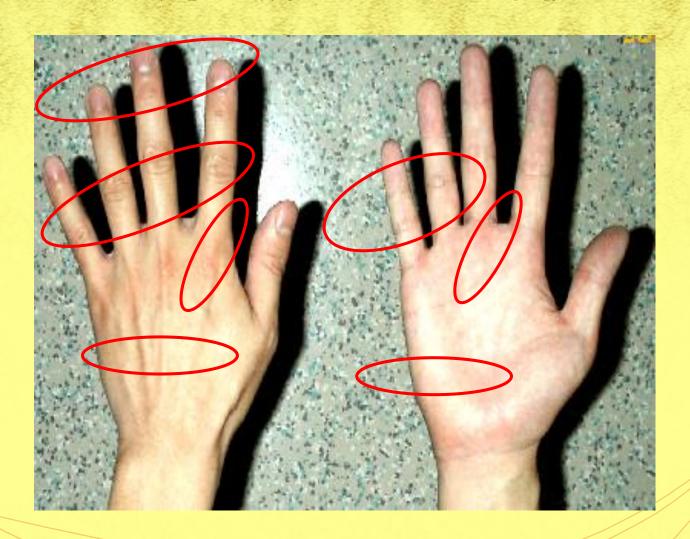
手洗いは

まず洗浄 石けんを使って、手順の①~⑥を

次に **消毒薬**を使って、 手順の①**~**⑥を

最後に ペーパータオルなどで、ふき取ります

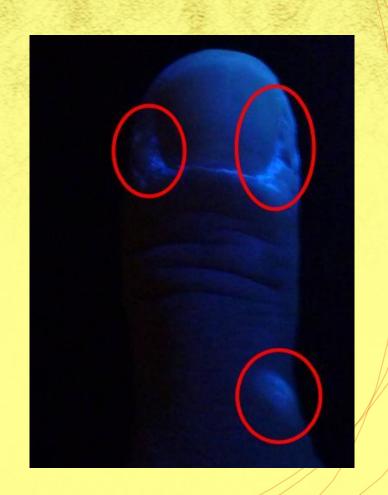
洗っても、洗い残しやすい部位は・・



特に利き手に多い!

洗い残しをしやすい部位を可視化すると・・・





爪の生え際、傷跡も・・・



確認済証の掲示

理容所の開設者は、確認を証する書面の交付を受けたときは、理容所内の見やすい箇所にこれを掲示しなければならない。

(高槻市理容師法施行条例第4条第2項)

大事にしまいこまず、見やすい所に掲示して下さい。

汚したり、紛失したときは、再交付申請をして下さい。

届出事項変更届出

理容所の開設者は、届出事項に変更を生じたとき、又は廃止したときは、すみやかに都道府県知事(高槻市の場合は、高槻市長)に届け出なければならない。

(理容師法第11条第2項)

変更届が必要なのは・・・

- > 店名を変えるとき
- > 理容師を雇用したとき
- > 管理理容師を変えるとき
- > 構造設備(理容椅子の台数等)を変えたとき 等

施設面積の半分以上増減 した場合は、新規に開設届 が必要 衛生管理において気になる点や ご不明な点等ありましたら、下 記までご相談下さい。

高槻市保健所 保健衛生課

住所:高槻市城東町5-7

電話:072-661-9331